平成２６年（フ）第７３号
佐賀県佐賀市若宮１丁目３番７号第二成和コーポ211号
債務者　森田　順子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８７号
佐賀市大和町大字尼寺892番地１　314
債務者　吉牟田美喜子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９３号
佐賀県三養基郡みやき町大字市武1511番地
債務者　織田　玲二
1　決定年月日時　平成26年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０１号
佐賀市巨勢町大字牛島781番地１　牛島団地７棟25号
債務者　堤　　淳子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０３号
佐賀市久保田町大字久保田69番地４
債務者　中園　美岐
1　決定年月日時　平成26年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７２号
山口県美祢市美東町真名2331番地
債務者　西村　信子
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８２０５号
東京都狛江市東野川４丁目17―５―103
債務者　佐藤ゆずり
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２１６号
東京都練馬区向山２丁目28―17　パンシオン豊島園Ａ棟205
債務者　後藤　隆宏
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２１７号
東京都江戸川区東小岩４丁目27―５
債務者　宮田　昌重
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２４８号
神奈川県厚木市小野2254―１
債務者　石破　浩一
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２５５号
東京都江戸川区篠崎町６丁目１―13―Ｉ―203
債務者　荒瀬　安博
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２５７号
東京都目黒区目黒本町３丁目19―４―302
債務者　植松　　薫
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２５８号
神奈川県厚木市岡田３丁目11―18　東栄企業
債務者　奥野　博幸
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２６２号
東京都中央区月島２丁目３―15―202
債務者　菊地美恵子
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２６４号
東京都豊島区巣鴨５丁目10―２―205
債務者　笹岡　知佳
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２６６号
東京都豊島区千早２丁目７―２―103
債務者　乙崎　仁美
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部